

平成24年8月29日  
【照会先】  
政策統括官付労政担当参事官室  
参事官 荒木 祥一  
室長補佐 唄 繁樹  
代表電話 03-5253-1111 (内線7747)

## 財団法人日本経営者協会に対する解散命令について

厚生労働大臣は、本日付で、財団法人日本経営者協会に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第96条第2項の規定に基づき解散を命じたので、お知らせします。

### 1 財団の概要

名称 財団法人日本経営者協会  
所在地 東京都中央区銀座一丁目3番3号  
代表者 理事長 腰原 信  
設立 昭和60年12月27日

### 2 処分理由

財団法人日本経営者協会は、以下の違反事実のとおり、厚生労働大臣の改善命令に違反して基本財産を取り崩し全て喪失させ、その基本財産喪失の事実を隠蔽するために虚偽報告を繰り返すなど遵法意識の欠如甚だしく、今後、改めて命令をしても改善を期待することができないことが明らかであって、他の方法により監督の目的を達することができないと判断されるため、解散を命じたものです。

#### [違反事実]

- ① 平成20年8月に出された厚生労働大臣名の改善命令(基本財産の固定資産としての適正管理)に違反し、平成21年6月、同大臣の承認を得ずに基本財産3千万円を取り崩し全て喪失させた。
- ② この基本財産喪失の事実を隠蔽するため、決算書(平成21年度・平成22年度)に基本財産が存在するとの虚偽の記載をし、また、銀行の定期預金残高証明書の写しを偽造した(平成21年12月・平成23年6月)。  
(※上記①、②の事実について、厚生労働省は、平成24年3月以降、立入検査により把握)
- ③ さらに、平成24年4月に出された厚生労働大臣名の改善命令(基本財産の回復、職員給与の不払いの解消等、平成23年度事業報告及び決算の作成)に対して報告期限である同年5月17日までに改善しなかった。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄）  
（平成十八年六月二日法律第五十号）

最終改正：平成二〇年六月一一日法律第六〇号

### 第三款 特例民法法人の業務の監督

（特例民法法人の業務の監督に関する経過措置）

第九十五条 特例民法法人の業務の監督（設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分の許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

#### 【旧民法】（法人の業務の監督）

第六十七条 法人の業務は、主務官庁の監督に属する。

- 2 主務官庁は、法人に対し、監督上必要な命令をすることができる。
- 3 主務官庁は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の状況を検査することができる。

（解散命令）

第九十六条 前条の規定によりなお従前の例により特例民法法人の業務の監督を行う行政機関（以下この節において「旧主務官庁」という。）は、特例民法法人がその目的以外の事業をし、若しくは設立の許可若しくは旧民法施行法第十九条第二項の認可を受けた条件若しくは旧主務官庁の監督上の命令に違反し、その他公益を害すべき行為をした場合又は特例民法法人が移行期間の満了の日までに第百九条第一項の規定により第四十四条の認定を取り消された場合若しくは第百三十一条第一項の規定若しくは同条第二項において読み替えて準用する第百九条第一項の規定により第四十五条の認可を取り消された場合において、必要があると認めるときは、当該特例民法法人に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 旧主務官庁は、特例民法法人が前項の規定による命令に違反した場合又は当該命令をしてもその改善を期待することができないことが明らかな場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないときは、当該特例民法法人の解散を命ずることができる。特例民法法人が正当な理由がないのに引き続き三年（施行日前の期間を含む。）以上その事業を休止したときも、同様とする。

3 前項の規定による命令を行おうとする場合において理事が欠けているとき又はその所在が知れないときは、旧主務官庁は、当該命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

4 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。